

## 第 22 回 豆腐公正競争規約設定委員会

### 議 事 録

開催日時 平成 30 年 2 月 22 日 (木) 午後 2 時 0 0 分～5 時 0 0 分  
開催場所 台東区上野区民館 3 階 301 集会室  
出席者数 委員 8 名、オブザーバー 11 名  
出席した委員の氏名 村尾 誠、梅内 壱、村上俊一郎、井出総一郎、佐藤正貴、川田学、青山隆、廣部里栄  
議長の氏名 村尾 誠  
議事録作成者 西尾 俊治  
議事の経過概要 定刻に至り、村尾議長より開会を宣し、式次第に基づき協議に入った。

#### (議事)

村尾議長 定刻になりましたので、第 22 回の設定会議開催いたします。では、お手元の資料確認させてください。まず D 班分科会中間報告とクリップで留めた資料があると思います。それから内容としては前回と同じなんですけども、第 22 回の議長報告というのがありますね。議長報告で原料原産地ガイドラインと関連するものがあって、それから前回と同じ資料で豆腐公正取引協議会の設置に関してという、それにいくつかついてますけど資料がございます。以上 3 部ございますでしょうか。はい、では前回の審議のときに後半部分を随分はしりながら進めてしまいましたので、今日引き続き D 班のほうの表示マニュアル等についてというところの議論と、それからそのあと豆腐公正取引協議会の設置に関しての議論を進めてまいりたいと思います。では佐藤さんのほうから、よろしくをお願いします。

佐藤委員 おつかれさまでございます。それでは D 班の参加してます表示マニュアルの修正ということで進めていた内容の報告をさせていただきます。1 月 24 日の委員会のあと、2 月 8 日に分科会を開催しまして、森永さんをはじめ、意見が出てきましたので、それについて議論を進めています。今回その内容をオープンにさしていただいて、Q&A ということで、まだできてませんので、Q&A のほうの作成はまだ残っているというような状況になってます。本日は、基本的に表示マニュアルの部分のご報告があるんですけども、規約それから規約の施行規則に関してご意見が出てますので、それについても協議はしましたので、ここで丁寧に議論いただければというふうに思ってます。まずじゃあ、最初にとじてある資料 1 の 2 と書いてあるところからご説明したいと思います。今日ちょっとその色をつけていたんですけども、白黒になってますのでちょっとわかりにくいかとも思うんですけども、前回から修正した部分のみ簡単にご報告させていただきます。意見の中に、この表示例のところ公正マークを入れるべきじゃないかというところがありましたので、今もまだ公正マーク決まってない部分当然ながらありますけども、何らかの公正マークを入れたいということで、ここにちょこんと載せさせていただいたところです。それから次のページになります、裏面になります。ちょっとこれも手書きで書かしていただいているんですけども、濃いという表示をする場合、大豆固形分の表記の部分です。で、右側にありますところ書いて

ますけども、濃度を強調する文言を用いる場合は大豆固形分 11.5%以上でなければならない。この基準を満たす場合に限り大豆固形分の欄に 11.5%以上の実測数値を記載することができるというようなかたちにしてます。ですので、13%あれば、これは 13%以上というふうに書けるということで、このような言い回しにさせていただきました。この部分に関してはですね。

(間)

佐藤委員 あと 3 ページは以前ご報告したところから変えていません。4 ページも変えていません。ですので、この資料の 1 と 2 に関しては公正マークを入れた分と濃度の表記の部分。ここに関しては特に問題ないかなと思うんですけど、何か、よろしいですか。

村尾議長 すいません。公正マークを一括表示の中に記載するのか、欄外に記載するのかという。で、ちょっとスペース的な問題があるかなと思うんです。その辺はどうなんでしょうかね。

佐藤委員 ちょっとほかの部分、ほかの公正競争のところよく見てないんですけどもどうですかね。

村尾議長 牛乳の場合は、一括表示内。牛乳は十分にパッケージの裏側にスペースがあるので対応できると思うんですが、豆腐の場合は一括表示のスペースって非常に、どれぐらいですかね。「3センチ×2センチ」とか、その程度だと思うんですよ。ですからその、一括表示の罫線の中に入れられるかどうかというところが検証が必要かなとは思いますが。

佐藤委員 ちょっとイメージということで、これ、いしかわさんの廣部さんのほうに公正マークに対応した場合の表示の例を作っていただきました。

廣部委員 公正マークを入れるのを忘れてました。

佐藤委員 そうですね(笑)。これ公正マーク入れてなかったですよ。

廣部委員 忘れてました。

佐藤委員 ただ、あれ、ちょっとこれ 1 部しか刷ってないな。

村尾議長 一番後ろですか。

佐藤委員 いえ、一番後ろなんですけど、ただこれは現行のものですね。

廣部委員 そうですね。

佐藤委員 2 枚ありまして、ビフォーアフターを作っていたんですけど、ちょっとアフターのほうの資料が写ってないようですね。

(間)

佐藤委員 すみません。ちょっと今、手持ちにないので、ですけども。

廣部委員 ある。1 枚だけなら、あります。

佐藤委員 ありがとうございます。はい(笑)。

(間)

佐藤委員 これがアフターなんです。1 枚ついてるのがこれがビフォーのほうになります。で、こちらのほうがアフターになります。やはりちょっと窮屈な感じになってるのかなと。このデザインの下部分の表示の部分が、行数がちょっと増えてますかね。1 行増えてるようなかたちになってるかと思えます。で、いしかわさんのマークがあって、商品名があって、コピーがあってということと、栄養成分表示、これは今現在でも入っているところですけども、ここで公正マークをど

こに入れるかというところがありますけども、一括表示の中に入れるというところもなかなか難しい部分かなというところは確かにありますので、あまりここでマストというかたちでしてしまっても、より自由性がなくなってしまうんじゃないかなという、これは議長の意見のとおりだなとは思いますが。

村尾議長 これ 200 グラムの商品ですよ。

佐藤委員 特に一番小さい商品が、一番、制約を受けるかなということもあるので、これ 200 の部分。

村尾議長 200、表示面が 150 平方センチ未満になります。

廣部委員 こちらの商品が充填豆腐でして、容器にリブがないので、今の食品表示法の表示可能面積というところ、表記の部分も当てはまってしまいます。

村尾議長 入るんですか。

廣部委員 そうするとこの商品は 150 を超えてしまうので、

村尾議長 超えるんですね。

廣部委員 8 ポイント以上は守らなきゃいけないんですね。前回の分科会でもちょっとお話しさせていただいたんですけども、今回のこれはリブがないのでちょっとどうしようもないんですが、リブのある商品の容器ですね、使った場合に弊社なんかだと 2B サイズのお豆腐が主力になるんですけども、2B のトップフィルムっていうのは容器を入れなければ 150 を下回るんです。ただ、その容器をリブのある容器を表示可能面積として見なすかどうかというのを、もしよければ業界として判断していただけると。

村尾議長 実際には印刷することができない面ですよ、シールするところなので。

廣部委員 食品表示法だと印刷しても消費者が読めない、読みにくいっていう場合のみ表示可能面積からはずしていいっていう判断になるので、充填豆腐のようにリブがないと多分はずせないですが、リブがあれば読めないっていう判断にしてしまっているのかっていうのを、業界として考え方を統一していただくと表示可能面積の考え方がわかりやすくなるかなとは思いますが。

村尾議長 ちょうどシール面で印刷がゆがんだりとかしやすい部分なので、その辺、細かい図形を入れてもいいかもわからないですね。ただ、現状よくあるのはフィルムのトリミングを非常にマージンを多く取って、そのリブよりも外側の部分にまで印刷がくるって（笑）、あるようなお豆腐も実際にあるんですよ。

廣部委員 リブはその容器自身の表面積が表示可能面積に入ってしまうんですけども、リブのある容器なみのので、容器は表示可能面積でないという判断をしていいかどうかというところですね。

村尾議長 通常 PP だと難しいですよ。

廣部委員 本来はメーカー側からすれば容器に印刷なんて難しいっていう話になるんですけども、容器自体が平面の容器の場合は法律上は可能面積に入ってしまうんです。なので、プリンターの容器の側面とかが表示可能面積に入っちゃうんですよ、トップフィルムだけじゃなくて。

佐藤委員 シールを貼れとかそういうかたちなんですかね。

廣部委員 そういうかたちですね。

村尾議長 インモールド容器なんかだと、全面、印刷できたりするんですけど、プレス加工の PP 容器だと

かなか印刷って、技術的というかコストがかかるんですね。

廣部委員 メーカーのそのコストのところとかは法律には盛り込まれないので（笑）。

村尾議長 勝手にやれということですよ。

廣部委員 なので、もう豆腐業界としてせめてリブのある容器はそもそもお客様が印刷表示がされてても読めないという判断にしていれば、リブあり容器はもう完全に表示可能面積外という。

村尾議長 リブあり容器の場合ですよ。

（間）

佐藤委員 弊社でもそのリブありの容器は、そこは表示可能面積からはずして計算はしています。

村尾議長 そうですか。

廣部委員 リブのないもの場合は？

佐藤委員 リブがないもの、リブがないものはあんまり充填豆腐とかにはない。

村尾議長 実際には印刷難しいですよ。

廣部委員 チルドのデザートなんかだと、もう大手さんが容器にも印刷をして商品を流通させてしまってますので、ヤクルトさんなんかもそうですけど、法律上は可能面積に入ってしまう（笑）。

梅内委員 難しいよな。

村尾議長 そうですね（笑）。

一同 （笑）

村尾議長 ヤクルトはしっかりして、やっていますもんね。ヤクルトはPS？

佐藤委員 PSだったと思います。

村尾議長 PSだったらまだやりようがあるっちゃある。その辺、技術的な細かい話になってしまうので、多分、法律というか役所の観点で見ると、インモールドだろうがシート成形であろうが、PPであろうがPSであろうが、それは関係ないということになってしまう。そういう悩ましい点がありますね。

（間）

佐藤委員 施行規則にあるのがQ&Aでそういった項目を入れるのかどうかっていうことになってますけど、ちょっとなかなか微妙なところなので。

梅内委員 微妙なところですね。

佐藤委員 これを公式に出すべきなのか、各企業の判断に任せるのか（笑）。

村尾議長 いや、これはちょっと消費者庁と調整できないかもわからないですけど、豆腐業界でそれを認めるとほかの業界も認めなきゃいけないとか、そんな話も言い出しかねないと思うんですけどね、どうなのでしょうね。

（間）

佐藤委員 これも記載できないことはホームページに誘導するような、あとでもこの表示面積の部分も考え方をどうするかっていうことと。

（間）

佐藤委員 では、ほかの部分はよろしいでしょうか。濃度の部分は特によろしいでしょうか。そうしました

ら続きまして、特定事項の表示基準というところですね。こちらですね。

(問)

佐藤委員 ちょっとこちらの修正点のところは廣部議員のほうからよろしいでしょうか。

廣部委員 特定事項の修正点はまず一つ目ですね、商品名に分類名称を書くかどうかということで、一括表示にあればいいのではないかということでしたので、一番上の項目はここから削除しております。次に手造りである旨を協調する場合ということで、前回の委員会のところで、手造りという表現の仕方、漢字ですとかひらがな、あと手寄せという表現を盛り込んだらいいのではないかということでしたので、これを追記しています。あとは生豆腐の必要条件のところにもちょっと追記しております。これは規約に書いてあるそのままを追記しております。地域の特色のある豆腐の品名ということで、こちらにも規約にある内容をそのまま追記しております。特定の健康機能、成分等を表示する場合というところの条件がちょっと機能性食品と書いてありましたので、機能性表示食品に修正しております。あと、特色のある原材料の表示をする場合ということで、こちら以前は有機オーガニック及び特別栽培大豆のみの記載内容だったんですけども、特色のある原材料を表示する場合という大きいくりにしますと、産地表示ですとか品種表示もこの範疇に入ってくるので、その旨を記載したんですけども、その場合、現行の原料原産地表示のガイドラインのほうの産地表示の規定ですね、豆腐、納豆の場合のガイドラインですと100%でない、産地ですとか品種の表示を認めないという規定がありまして、一方で食品表示基準の場合は割合を書けば100%でなくても表示が可能ということになってしまうので、ここの整合性をちょっと調整する必要があるかなと思います。今回の修正はそれで以上です。

村尾議長 手寄せは加えることになったんですけど、前回の審議で。

佐藤委員 手造りの言葉の使い方と、あと手寄せも。

村尾議長 手造りにプラスするかたちになったんですね。

佐藤委員 そうということですね。

(問)

佐藤委員 今回も問題提起としてガイドラインと食品表示法の部分の。ちょっとこれはまたD班の分科会の中ではちょっとそういう議論がなかったんですけど、そのあと廣部さんのほうでご意見いただいて、ちょっと協議しようかというかたちになってます。

(問)

佐藤委員 ここら辺の整合性の部分等は？

村尾議長 のちほど、ちょっとこの間、議長報告で農水省とのやり取りがありますので。

佐藤委員 じゃあ、そのときに？

村尾議長 そのときに併せて。

佐藤委員 併せて、わかりました。続きまして、不当表示の禁止というところで、村上様よろしいでしょうか。

村上委員 不当表示の修正案について説明いたします。これの分科会で修正したものを修正したということになるんですけども、ちょっと見づらくて申し訳ないです。まず、大きく変えたのは先ほどの

廣部さんのほうからお話があったとおり、商品名というところを不当表示のほうがちよっと前の案では入れてたんですが、これを全部削除しまして修正いたしました。特定の原材料または食品添加物を使用していない旨を協調する表示を(1)にしまして、以下直しております。前回1月の委員会で報告した部分以外に修正したところはその部分になります。あとの1ページ目のほうで(3)の唯一性を意味する表示の表示というところで、先月の委員会のほうでは至高とか究極ということを表示できないのかという、登録商標取っているけれども表示できないのかというお話がありました。それについては消費者庁に確認しましたところ、商標登録している場合は表示可能ということでした。ただ、その場合、登録商標であることをきちっと明記してほしいということでしたので、そういうものがなければ不当表示に当たるというお話でした。以上です。

(間)

佐藤委員 そうすると例えば登録商標にある場合はこの限りではないみたいなことは入れておいたほうがいいと。

村上委員 いや、ここについては入れようかと思ったんですが、消費者庁とのやり取りの中でどうしても話しづりがいわゆる登録商標を取っていればそういう表示についてやめなさいとは言えないというネガティブな表現だったので。

梅内委員 いいってわけじゃないの。

村上委員 それを全面的に許可するということではなかったものですから、ここではあえて入れないほうがよろしいのかなという判断にしたんですが、それは皆さんのご意見に。ちょっと、どうなんでしょうか。

村尾議長 商標登録だったら仕方ないなみたいなやつなんですかね。

佐藤委員 そうなんですかね。

村上委員 取られたら仕方ないっていうような感じです。Q&Aには入れてもいいのかと思うんですが。

村尾議長 そういう手法ですかね。施行規則なのか規約に明確に書かないで。

村上委員 書かないほうがいいと思いますけどね。

村尾議長 Q&Aなんかでちょっと。

井出委員 次よろしいでしょうか。今のところに少しつながるかもしれないんですけども、ここには、だめな例がぱっぱっぱと書いてあるんですけども、今、例えば言われたいい例っていうんでしょうか、そういったものもやっぱりどっかに例示しておくというのは必要かなと思ひまして、そのままこの表示基準のほうなのか、先ほどのQ&Aなのかっていうところは検討していただければいいかなと思います。例ということで、こう書かなくちゃいけないとかっていうことではなくて、認められる例もいくつか提示してあげたほうが親切かなと。

村尾議長 どのくらいまでの書き方だったら強調にはあたらないのかというレベルですね(笑)。難しいですけどね。

村上委員 難しいですね。

村尾議長 すごく難しいですけど、でも、実際にはこれだったらいいよ、これだったらだめよっていう。

(間)

佐藤委員 白黒の白い例は書きやすいと思うんですけど、少しグレーがあったやつがどこまでっていうところですかね。

村上委員 ちょっと、少し考えてみたい。

(間)

村尾議長 以前、生協さんから伺ったんですけど、生協さんもよく消泡剤不使用というのを PB 商品なんかにか書いたりする場合がありますけど、やはり、あまり強調しないようにということで、保健所から指導があって、それで普通にほかの一括表示とおんなじ 12 ポイント文字か何かで書いたら、組合員の方からどこに消泡剤不使用という情報書いてあるのかわからないというような苦情がきて、それで仕方なくポイント数は変えずに白のべたを下に入れて、その上に黒で書いた。だから文字の色としてはおんなじ黒なんですけど、透明フィルムじゃなくてそこだけ白べたにしたという。だから、その範囲であればいいってことか。

一同 (笑)

村尾議長 そういう細かい話になってくるんです(笑)。

佐藤委員 あと、見やすくしたってことで、強調したんじゃないってこと。

村尾議長 消費者がどこまで情報を求めるかということになるかと思いますけど。

村上委員 実際はそうだと思いますね、お客様がわからないっていうのは。

村尾議長 それから、イのところにある遺伝子組み換えに関しては、今、もう少し審議が行われてまして、

村上委員 変わるわけですね。

村尾議長 のちほど大石さんも来られたら、今日、何か会合があったので、最新の情報がわかると思うんですけど、何か今のところの感じではこの遺伝子組み換え大豆を使用しておりませんという文言はもう使用できなくなったということで、かなり消費者庁はもうこれで押し通すような。だから、分別して IP ハンドリングしてるものを分別して使用とかね、そんなのが(笑)。

一同 (笑)

村尾議長 そんな書き方になるようなことを聞いてますけど。

(間)

佐藤委員 では白の 4 の 1 のほうに移ってまいります。これ、森永さんから意見をいただきましたので、これについて D 班で協議した内容について説明します。ちょっと上のほうからいきまして、定義のその施行規則の部分ですね。ちょっとそこで斜線の案件とかですけども、2 番目で施行規則第 1 条の別表で定めるところですね。これを削って、この規約で凝固剤とはというかたちで、下方の部分から最後に戻ってここに記載するというのはどうなのかという部分がありました。そこはそのとおりだなというところもありましたので、そこは削ってこの規約でというかたちがいいんじゃないかというところなんです。あと、文章の書き方の部分で、規約のほうの 4 項の部分で、文末に「○」がついてる文があります。この「○」が不要じゃないかというところで、確かにそうかなということで Agree というふうにさせていただきました。あとはその必要な表示項のほうに移ってきまして、第 3 条、事業者は豆腐類の容器または包装に、次に掲げる事項を施行規則の定めるところにより、見やすい場所に明瞭に一括して表示しなければならない。この一括してと

いう部分が必要じゃないんじゃないかというところがありましたので、これ削除をさしていただきました。あと、右側のほうにありますけども、ただし商品名については邦文以外の文字で表示することはできるというところがありますけども、これ、第15条のほうで規定してるので、ここではこの文言は必要なんじゃないかというところありましたので、これもそのとおりにかなというふうにしております。あとは、その下のところで(1)番ですね、種類別名称と書かれていたり名称と書かれていたりした部分がありましたので、これも、前回に言ったとおり名称というかたちでいいんじゃないかということもありましたので、これは種類別という文言を削除して名称というかたちで統一したらいいんじゃないかというようなところがあります。その右側の施行規則のほうで第3条がございますけども、その項目にも種類別という文があり、それは「×」で削除しました。それから、2番、3番に関して、この規定は必要でしょうか。これがそうであれば表示例にもする必要がありますというような部分がありました。ここは削除でもいいのかなというのがD班の中でも意見が出てます。続きまして、次のページに移ります。

(間)

佐藤委員 これは森永さんからの意見ではなかったんですけども、(3)の原料ダイズ産地表示についてはというところなんです。28年9月に施行される原産地表示がありますので、それとの整合性もここに記載したほうがいいんじゃないかというところがありました。そのあとの議論のほうとも重なるところかと思えます。あとは下の豆腐用凝固剤の部分ですけども、その次から入ってますとこですね、物質名はという文言を入れたほうがいいんじゃないかということで、ここに物質名はというかたちで追記をするというところがございます。それから、この原材料のほうの5番目ですね、3番目に豆腐用凝固剤、4番目に豆腐用消泡剤とありますけども、5番目にそれ以外の食品添加物についての記載がございます。この議論の中ではこの豆腐用凝固剤及び豆腐用消泡剤以外の食品添加物及び加工助剤っていうふうに書いてますけども、この及び加工助剤っていうものが必要ないんじゃないかということで、食品添加物まで切っております。及び加工助剤っていうのは何ぞやというところがございます、これは必要ないんじゃないかということで、これを削っています。左側のほうの指摘でもこの5番目の最初の文の中にも加工助剤が入っていれば、その下の説明書きのことも加工助剤の記載が必要じゃないかというところがありましたので、最初の文言を削ることで下のほうも食品添加物のみの文章になってます。この中ですべての物質名を表示するものとするというかたちに、この規則ではしてはいたんですけども、ここは食品表示法の基準でいいんじゃないかというのがD班の大半の意見でしたので、ちょっとそのようにさせていただきました。ここは皆さんと議論をする中で決めていくべきかなというところではあります。この豆腐の自社のホームページ等で記載しきれない場合はホームページで情報を公開するっていうふうにしてますけども、この物質名を必ず食品表示法では一般名、一括名を含めた表示は必ずしなければいけないんですけども、これも書き切れないから書かないということはちょっと法律に抵触するんじゃないかということで、このホームページうんぬんっていうところが問題があるんじゃないかというところがありました。あとはダイズ以外の遺伝子組み換え食品の表示につきましては、一括表示欄に表示をするというかたちになってますけども、原材料の書く欄のほうがいいん



ではないかというようところがございます。ここもそのとおりでいいのではないかなというところでもございました。一応まだちょっと続きますので、ここまでのところで一応切りたいと思います。いかがでしょうか。

(間)

梅内委員 村尾さんだけだね、あとみんなD班。

村尾議長 そうですね(笑)。

一同 (笑)

村尾議長 定義のところは問題ないと思いますけど、この一括してというのを削除するというのは、じゃあ一括して書かなくていいのかという。さっきもちらっと言いましたけど、フィルムの手このほうにぐるっと取り巻くように書いてある例なんていうの、豆腐業界では普通にやってですね、そういうのは見やすい場所に邦文で明瞭に書いてあるからいいじゃないかっていう話をされると、いや、それ見やすいけど、その場所はちょっとねっていう話になると思うんですけどね。

井出委員 恐らく、これ多分うちが書いた、私どものほうから出された意見なんですけども、施行規則のほうに施行規則のここで言うと2項、第2条の2のところに一括表示欄に一括表示すると書いてあるので、まあ、だぶって書いてあるという、そういった、恐らく、ことで指摘させていただいたんじゃないかと思います。

村尾議長 あえて書く必要があるのか、それとも、あえて削る必要があるのかということだと思うんですけど。まあ、かなり、これはほかの食品の規約なんかを見ると、一括してという文言が書いてあったので、それに従って書いてるというのがあるんですけど。

(間)

梅内委員 一括して書く。あっても。

村上委員 あってもいいんじゃないか。

井出委員 書いてあっても問題が、

梅内委員 なくてもいいような、書いてあってもいいような。

井出委員 あと、すいません、もう一つ。もう一つは、今、思ったんですけども、この規約のほうの必要な表示事項というのは、これ、もちろん一括表示も前半に出てくるんですけども、それ以降に、栄養成分表示ですとか、識別表示ですとか、例えば、3ページの3の栄養成分表示、4の識別表示といったものまで、これ、必要な表示事項として書いてあるので、これらをすべて一括表示というのは、多分合わないのかなあということかもしれないですね。

村尾議長 一括表示欄外に書くものも含まれているってということだよ。

井出委員 はい。で、施行規則のほうにいくと、一括して表示しなさいと書いてあるので、その、もしかしたら使い分けの意味かもしれないですね。その、もしかしたら、もともとの趣旨だったかもしれないです。

村尾議長 だから、この第12条のところですよね、施行規則の。まあ、規約で言うと2項になるんですかね。この第3条の2項のところ、一括表示欄の表示方法というふうに書いてあって、その一括表示欄に書くものは何かということ、括弧の1から9までということになるので、栄養成分だとか、容

器リサイクル法の表示っていうか、その以外の部分なんですよ。だから、その整合性のことを言ってるんですかね。

井出委員 それはそうかもしれない。

村尾議長 なるほど、それは非常に理解しやすいですね。

井出委員 そうすると、明瞭に表示しなくちゃいけないんですけど、全部一括してということではないという。

村尾議長 そうですね。だから、施行規則のほうで、一括表示欄に書くものと、その周辺に書くものというのが明確に書かれているので、ここであえて一括と言うと誤解を招くという意味合いですね。それは非常にわかりやすいと思います。あと、これ、商品名の横に種類別名称を書かなくていいというのは、前回の議論でやったところですよ。

佐藤委員 そうですね。前回の議論で、そこで、まあ。

村尾議長 同じ面に書いてあるのであれば問題ないのではないのかという議論が、確か出てたと思うんですけど。ただ、三方包装ですとか、帯巻き包装ですとか、そういうふうに商品名と一括表示が別の面にくる場合は。

佐藤委員 そういう場合は。

村尾議長 うん。その場合は、種類別名称を書いたほうがいいんじゃないのかとかっていう議論があったと思うんですね。

佐藤委員 そうですね。

村尾議長 うん。だから、それは施行規則に書くというよりは、表示例のところに対応すればいいのではないかなというふうに思うんですけどね。

(間)

村尾議長 あと、この横の2ページの5番、施行規則の5番のところですか。ここ、実際に、どういうふうな書き方にすればいいかなと思うんですよ。まあ、確かに、原則としてすべてを書くというのは、ちょっといきすぎかなというところで、まあ、今までの議論の中では、ここでは原則としてすべてを書くと書いていて、実際には、その表示例だとかマニュアルの中で、第3位までで、かつ、5%以上のものについては記載すると。

梅内委員 書いておくと。

村尾議長 うん、というようなことにしてたんですけども、紛らわしいので、それをこっちのほうに書いてしまおうのかどうかということですね。

廣部委員 この5番のところという食品添加物っていうのは、凝固剤とか消泡剤以外の食品添加物。

佐藤委員 以外ですよ。

梅内委員 これ、書かなきゃいけない。

佐藤委員 この3番、豆腐用凝固剤、4番、豆腐用消泡剤は、D班に検討していただいて、第3位と第2位っていう範疇に入ってるって思うんですけど、この5番についての規定っていうところが、

村尾議長 そうかそうか、消泡剤と凝固剤以外か。

廣部委員 あと、食品表示基準にのっとって書かないと、そもそも論で(笑)、そういう。

村尾議長 そういうことですね。豆腐用凝固剤に関しては、それに含まれてる。まあ、加工助剤とか、そういうものも含まれてるわけですね。豆腐用凝固剤の凝固剤物質だけっていうようなことで、

佐藤委員 そうです。3番、4番に関しては加工助剤も含めて表示するっていうことになってますね。

村尾議長 含めてだよ。そうですね。これはおっしゃるとおりですね。何でこんなの書いたんだろうって自分でもちょっと（笑）。今、言われて思いました（笑）。

一同 （笑）

橋本OB 議長あれですか、細かいことでいいですか。

村尾議長 はい。

橋本OB 今、この資料4の1で、公正競争規約の第2条3項ですね。ここで、かつ、以下の要件すべてに該当する事業者をいうって、まあ、これは間違いじゃないんです。ちょっと言い回しとしては、要件すべてっていうのは、通常は、以下のすべての要件に該当する事業者をいうと、こういう言い回しのほうがどうかなと私は思うんですが。

村尾議長 小規模製造小売事業者のところですね。

橋本OB はい。それと、この関連で、今、森永さんのほうから、下の、いわゆる必要な表示事項の第3条の2項ですね。2項でいいんですね？これは。

村尾議長 はい。

橋本OB で、第2条、3の要件を満たすっていうことなんですけど、まあ、こういうのは不要ではっていうご意見なんですけども、これ、3は3項っていう、3項でいいわけですよ？上の第2条。

村尾議長 第2条の3、そうです。

橋本OB 3項の項が入ってないんだけど、これで要件を満たすっていうよりも、これであれば、第2条3項に該当する小規模製造小売事業者はというほうが、何か言い回しとしてはいいのかなという意見です。

村尾議長 そうですね。

橋本OB それから、またはの使い方なんですけど、上のほうは漢字の又はを使ってて、このところにも容器またはって書いてありますが、ここはひらがななんですけど、こういうのは大体漢字が多いかなと思ってるんですけども、何かどちらかに統一されたほうが読みやすいのかなというふうに思ったもんですから。

村尾議長 そうですね。

橋本OB 以上でございます。

村尾議長 その辺のスクリーニングが必要ですよ（笑）。

佐藤委員 そうですね、第3項。

村尾議長 番号の振り方もちょっとおかしいところがある（笑）。

（間）

村上委員 これから全部派生していつてるから。これをすばっと直さないよ。

村尾議長 私からは以上ですけど、ほかにどなたか。

佐藤委員 ほか、よろしいですか。じゃあ、続いて、次の3ページ目ですね。3ページ目の内容量の部分で

す。ここの部分も、特に戻って表記してる部分もあるので、これも削除できるのではないかと  
いうようなことがあります、2項自体ですね。で、これ、(3)を見てみると、

(間)

佐藤委員 すいません。ちょっと手持ちにありませんでしたので(笑)。

村尾議長 どなたか、規約をお持ちの方。

佐藤委員 規約の一番最終ページのとこですね。

村尾議長 定義のところ？

佐藤委員 定義、そうですね、定義のところ。

佐藤委員 すいません、はい。で、あと、内容量の部分で、今、第6条の第1項の部分なんですけども、内  
容重量を、グラムまたはキログラムの単位で表示するというようにあるんですけども、ざる豆腐  
と、離水がして重量の変化が大きいものについては、1丁表示、これは容認すべきじゃないかと  
いうような話がございました。で、これに関しては、D班の中でも1丁表示でいいのではないかと  
いうような意見がございました。ですので、ここにそういう、その旨の記載をするべきではな  
いかというところがございました。まあ、やっぱり離水する範囲があって、実際の計量法上の問  
題が出てくるといところが考えられますので、まあ、そこで違反になってしまうのは、結局問  
題じゃないかということで、1丁表示を認めるというかたちでちょっと考えてます。

村尾議長 寄せも一緒ですか。

佐藤委員 寄せもそうですね。

村尾議長 ざるの場合だけですか。

佐藤委員 いや、寄せも同じようなかたちで、入るんじゃないかなというところがあります。

村尾議長 実際どうなんでしょう。寄せ豆腐の場合って、豆腐の重量だけを、皆さん書かれてるんですか。

村上委員 はい、寄せ豆腐はそうです。

村尾議長 固形の部分だけ？

村上委員 はい。

梅内委員 抜けてくるのは抜けてくるし。

村上委員 うん。だから、離水を見越して、規格量を書きますけど。

佐藤委員 そうですね。弊社もそのようなかたちにはしてます。やはり、離水が多いのが出たときに、ちょっ  
と規格上ぎりぎりになってしまっている例もありますので。ただ、栄養成分表示には、目安重量つ  
ていうことで書かれる場所になりますので、まあ、そこである程度は情報提供できるんじゃない  
かなというところですね。

村尾議長 そうですね。

佐藤委員 内容量のぶんに書いてしまうと、そこが計量法上で引っかかることになるので。

村尾議長 そこは、じゃあ、別途マニュアルに明記しとかないといけないですね。

佐藤委員 それはそうですね。

村尾議長 重量に関してね。

佐藤委員 はい、うんうん。

(間)

佐藤委員 続きまして、保存方法の表示の部分です。施行規則のほうで第8条になります。豆腐類の保存方法ということで、要冷蔵、凍結を防ぐため冷蔵庫の冷氣吹き出し口を避けて保存してくださいと表示するというふうになりますけども、完全にこのままの文面ですと、必ずこの文面どおりってかたちになってしまうと思うので、等と表示するというので、などという文言をそこに入れます。あと、(2)番、(3)番の常温豆腐と冷凍豆腐の部分の保存方法の表示については、これは不要じゃないかという意見がD班の中でも出ていて、今、現在、冷蔵という部分だけでいいんではないかという意見がございました。

(間)

佐藤委員 そうですね。

村上委員 作ってる人。今日、作ってる人います？

佐藤委員 いないです。

村上委員 (笑)

村尾議長 割といるんです。不要なんではないかという意見の根拠というのは何でしょうか。

佐藤委員 基本的に、豆腐は、まだ今のところ冷蔵というところだけになってるので、そこにのっってというところで、今後、法律のほうが変わってくれば、また、変わる部分もあるかと思うんですけど、今、現状のという中でということですね。

村尾議長 これ、でも、冷凍豆腐も定義の中に入れてるわけですよね、豆腐の分類。

佐藤委員 今回の、うん、そうですね。

村尾議長 そこと矛盾してこないですかね。

村上委員 書いた以上は書かなければな。

佐藤委員 書いている。でも、そうですね。だから、定義に入ってるのであれば、書いたほうがいいということになる。

村尾議長 だから、常温保存可能なものについては、表示基準が変わってからの対応でももちろんいいと思うんですけど、冷凍豆腐については今回。

佐藤委員 今、定義の中に入ってますよね。

村尾議長 そうなんですよ、豆腐の分類の中に入れてるので。何らかの対応はしておかないとまずいのかなという気はします。

村上委員 あってもなくても入れるかなちゅうことになるよね。入れるんですか。

佐藤委員 ちょっと、定義自体の良しあしとかいうかたちになってしまうと思うんで(笑)、定義のとおり、入ってないとまずいということなんですね。

村尾議長 そうですね。だから、それは、施行規則には詳しく書かなくていいと思うんですけど、どういう根拠を持ってマイナス18℃以下と表示するかどうかについては、冷凍食品の保存方法というものを引用しているという、

梅内委員 そうですね、決まってる。

村尾議長 バックグラウンドがしっかりあって、それで、その冷凍食品の基準を規約に記載するということ

でいいと思うんですけどね。先ほどの、すいません、加工豆腐の(3)というものは、水以外の調味液または調味料に漬け込むことによって、味や風味づけをしたものという、そういうものなんです。で、そういうものにあっては、総重量何グラムで、うち豆腐が何グラム、調味液等何グラムと一括表示欄に記載する、内容量。

(間)

村上委員 水以外のものに漬け込む。

梅内委員 水以外のそんな漬け込む。水以外のものに漬け込む。みそ？

村尾議長 薫製液に漬け込んであったりするとかいう、

村上委員 昔、作った豆腐ステーキみたいなやつ。

村尾議長 みそづけ豆腐だとか、そういう。

梅内委員 豆腐ステーキ。

村上委員 昔よく食べたなあ。

梅内委員 味つけてるやつ。

村尾議長 いしかわさんのところは、そういう商品ありませんでしたっけ？

廣部委員 ありますね。ありますが、弊社の商品はチルドの流通商品なので、ただ、豆腐はないですね、加工品です。

村尾議長 加工食品か。

廣部委員 はい。

村尾議長 そうか、惣菜とか。

廣部委員 生揚げとかしかやってないので。ちょっと豆腐類ではないのと、豆腐類で、今、薫製とかやられてるところは常温で販売されてらっしゃったりしませんか。

梅内委員 あるかもしれないけど、

廣部委員 レトルトみたいな感じで。

村尾議長 T社の薫製豆腐なんかは、あれチルドですよ。で、こんな深絞りの容器に調味液と漬け込んだ豆腐が一緒に入ってるっていうのがあるんですけど。

廣部委員 なので、どこまでを豆腐類として、

村尾議長 豆腐類です、加工豆腐ですから(笑)。

廣部委員 販売温度帯の問題もあるので、みなすのかっていうのは、常温が豆腐類としてOKになってしまえば、そこの境はなくなるかもしれないんですけども。

梅内委員 かもしれない。

村上委員 調味液か。内容量と調味液を別々に表記してるところもある。

男性？ だし、昆布とか。

村上委員 ちょっとここ、ちょっと見てみなきゃいけない。

村尾議長 どういった豆腐かは別として、この表記上、削除したほうがよいのかどうかということですよ。

廣部委員 調味液を調理に使うかどうかっていうことも関係すると思うんですけども、そもそも封入水みたいな感じで、味はついてるけど捨ててしまうようなものだとどうなのかなというのは思いますね。

梅内委員 豆腐成型ってどうなってたっけ？

村上委員 豆腐成型も調味液を、

梅内委員 充填して、

村上委員 充填してる。

村尾議長 ほかの加工食品でそういうものってありますか。

廣部委員 水煮ですよ、これ。

村尾議長 水煮か。ああいうのって、内容量と調味液の量を別に入れてありましたっけ？

廣部委員 缶詰の場合はそうなると思いますね。固形分量を書くみたいなかたちだと思うんですけども。

(間)

村尾議長 ラーメンとか、僕はどうか知らないけれど。

廣部委員 ラーメン。

村尾議長 ラーメンなんかだと、具材が入ったラーメンとかだと、麺が何グラム、具材が何グラムとか、

梅内委員 書いてますね。

村尾議長 そういうの書いてますよね。

(間)

村尾議長 だから、消費者にとって有益かどうかって観点ですよ。だから、捨ててもいいような調味液だったら、別に調味液まで書く必要なくて、

廣部委員 そうですね。豆腐の封入水と同じみたいな感じになってしまうので。

村尾議長 そう、そういう感じですよ。

(間)

村尾議長 味つけ油揚げなんか書かないでしょう？

村上委員 書かないです。

村尾議長 1枚とかで、

村上委員 枚数しか書いてないです。

村尾議長 それで、調味液についてはふれてないですよ。原材料は書くけど。

村上委員 表示はしますけど、はい。

村尾議長 原材料の表示はするんでしょうけど、重量表示してない？

村上委員 してないです。

村尾議長 じゃあ、削除でいいですかね？どうですか。

梅内委員 何かそういうの出てきたら作りますか。

佐藤委員 今、ちょっと該当するところも、そんなになさそうなので。

村上委員 見当たらない。

佐藤委員 じゃあ、こちらは削除ということで、はい。

(間)

佐藤委員 あとは、規約9番、施行規則で11条ですけども、製造者等の表記についてで、ちょっと、この中

の文面がわかりにくいというところだったので、ちょっとここはわかりやすく修正すべきかなというところがございます。ちょっと、まあ、わかりやすく修正のわかりやすい文章は、ちょっと今回用意できなかったのも、あまり、こちらの食品表示ガイドにあるような細かいところまで必要ないのかもしれませんが、ポイントを絞って、わかりやすく表示できるような内容を用意すればというふうに思います。ちょっと、この文章だけだとわかりにくいというようなご意見が多かったということです。

(間)

佐藤委員 あと、一括表示欄の表示方法、第12条のところですけども、規約第3条第1項第1号から第9号に掲げる事項の表示は、原則として、以下の各号の基準に従って表示するというところで、原則としてというところの部分ですね。まあ、ちょっとこれも削除をというかたちにしたんですけど。まあ、先ほどの文面の第3条で一括してという部分を書いてあったということになるんですね(?)。

(間)

佐藤委員 あと、その下の部分になるんですけども、一括表示の表示方法ですけども、罫線等を用いた枠を囲んで一括して表示するというようなところがあるんですけども、ここは、やはりかなり無理があるのではないかとというところで、罫線を用いた枠を囲んでというところが削除したほうがいいんじゃないかという意見で、削除しております。

村尾議長 そうですか。これ、結構、うちは厳しく保健所から言われるんですけど。

佐藤委員 そうですか、言われる。

村尾議長 いつも、うちの表示担当に聞くと、罫線をちゃんと引いて書きなさいって保健所から言われますと。

村上委員 言われる？

梅内委員 いいや。

村上委員 言われない(笑)。こっちでは言われない。

佐藤委員 (笑)

村尾議長 だから、保健所も、

梅内委員 保健所によるんですよ。

佐藤委員 そうですよ。

村尾議長 対応違うんですよ。うちも静岡と徳島に申請するんですけど、やっぱり微妙に違うところがあって。徳島の保健所は、いつもそれを言われてますね。

梅内委員 そうすると、原則として、どうしたらいいのか。

佐藤委員 原則としてっていうかたちにまとめますか(笑)。

村上委員 (笑)

梅内委員 (笑)、対応が違うとなれば。

村尾議長 だから、これ、この規約というのは考え方の問題で、全部法律があるからいいじゃないかっていうふうなものとはちょっと違うんですね。

梅内委員 違いますね。



村尾議長 より消費者にとって、わかりやすく書くためにはどうすればいいかということで。ただ事業者に無理のない範囲で、ということも、ある程度考えないといけないので、そう考えたときに、どちらがいいのかなという考えですけども。

佐藤委員 原則ルールとしてはっていうところの、基本のところとして、ですかね。

梅内委員 それじゃ、これ、できないよね。こんなちっちゃいところで。こういうことになるよね。

村尾議長 そうなんですよね。だからそういうことがあるから、原則としてっていうふうに入れてるんだと思うんですけど。

梅内委員 そうということなんです、うん。じゃあ原則は。

佐藤委員 逆にこれを切ってしまうと、細かいんで（笑）。

村尾議長 だから、どうでもいいじゃないか、そんなことはっていうふうになっちゃうと、じゃあ8ポイントじゃなくてもいいんじゃないかとか（笑）、そんなことになってくる。やっぱりルールなので、一定の原則というのは決めといてあげたほうが、僕はいんじゃないかなと思うんですけどね。

佐藤委員 今のいろいろ出てる話の中では、これは原則として残して、最初のルールとしては残したほうがいいんじゃないか、というところですけど、いかがでしょうか、皆さん。

梅内委員 原則は、そうなんだろうな。

村尾議長 だから罫線の引き方もいろいろあって、牛乳なんかの場合は、罫線というよりは枠線の中に入れてるんですよ。

梅内委員 枠で囲んでる。

村尾議長 で、一行一行罫線入ると逆に見にくくなる場合なんかもあるので、じゃあそれだったら、一括した場所に枠で囲んでみたい表現の仕方にしたほうが、事業者さんもやりやすいのかどうか。

梅内委員 てな話になると、原則としてのほうがいいのか。

村尾議長 これでもいいのか、罫線、枠で囲む。

佐藤委員 罫線等と。

梅内委員 罫線等？

村尾議長 等、要らないですか（笑）。

梅内委員 罫線等。

村尾議長 罫線以外、じゃあ何で囲むか。

梅内委員 （笑）

（間）

梅内委員 これに何か不具合が発生する、

村上委員 いや。

梅内委員 別に発生しない、予測として。

村上委員 基本的には罫線で囲むけども。

梅内委員 囲めない場合には、

村上委員 囲めない場合は、罫線はなしでやるという、

梅内委員 ていうことは、ここで、原則としてって入れとかないとだめなんだ。

村尾議長 うん、そうですね。

梅内委員 そういふことですね。はい。がっちり決めちゃうと。

佐藤委員 そうですね。じゃあこれ、原則としてっていう部分は、

梅内委員 残して、これもやると。

佐藤委員 残して、この罫線を用いた枠をっていうところも残すということで、まずそういう意味合いのところ。で、Q&A等でこの部分の、その細かなフォローができればいいかなと。Q&Aは、宿題いっぱい増えますね。

井出委員 すいません、細かいところで申し訳ないんですけど、今の原則としてっていうのをそのまま残して、その(1)の罫線等を用いたを残すという考え方と、もう一つ、罫線の部分だけ、原則としてっていうのを入れるというのがあると思うんですね。1番目に入れてしまうと、そういったもの全部かかってくるので、全部そこが、ですね。

村尾議長 全部、原則として、になる。

村上委員 ああ、なるほど。

井出委員 なのでもし、

梅内委員 (1)に入ればいいんですね。

井出委員 に、入れたほうが、もし残すのであればいいかなという気がします。

梅内委員 (1)に入れますか。

村尾議長 そうですね。何にかけるかというところですよ。

梅内委員 そうですね。(1)に入れたほうが。

村尾議長 記載すべき表示事項は、原則として容器の見やすい場所に罫線等を用いた枠で囲んで、一括表示する。

梅内委員 で、いいと思う。

村上委員 はい。

村尾議長 あとその下のところなんですけど、ご指摘はないんですけど、さっき廣部さんからお話があった、150平方センチ以下というところ、どういう、どの範囲にするかということですよ、リブがあるものと(笑)。

廣部委員 そうですね。

村上委員 実際、豆腐の場合は、表面しか入れない、側面は入れれない。

梅内委員 側面は入れてないですね。

廣部委員 もし豆腐というもので一定のルールを設けられるのであれば、判断基準としてわかりやすくなるかなとは思いますが。

村尾議長 リブありとかリブなしで特定しないほうがいいんじゃないですか。豆腐の場合は、天面にだけ表示する場合がありますじゃないですか。これはやっぱりコストの面だとか技術的な面だとか、そういうものがあるからそうしてるのが、必然的に多くなってるという、そういう事情を鑑みれば、天面のみに記載する場合は、というのを一部つけとけば。天面のみに記載する場合は、その面積が150平方センチ以下になる場合は、というふうに書いておけば意味としてはとおるよね。それが

法律的に OK かどうかというのは、これは消費者庁と協議しないとイケないと思うんですけど。

廣部委員 そうですね、ええ。

村尾議長 でも豆腐の場合は多くはそうなんです。で、ただ裏面にシール貼ったりだとか、帯で巻いたりだとか、こういう場合はその原則からはずれますということをきちっと説明したうえで、その法律と齟齬があるわけではないですよという理解を求めるといいんじゃないですかね。

廣部委員 そうですね。トップフィルムで仕上げる商品に関して、トップフィルムだけを表示面積として考えればいいという判断が一つつけば、それはそれで非常にわかりやすいです。

村尾議長 そうですね。だから表示可能面積がっていう書き方が曖昧だということですよ。だから表示可能面積がどっからどこまでか、わからないね。何かちょっと文章、考えましようかね。

梅内委員 そうですね。

佐藤委員 これは施行規則のほうに、表示マニュアルのほうに。

村尾議長 納まりがよければ施行規則に入れてしまってもいいと思うんですけどね。

梅内委員 うん、そうですね。

(間)

村尾議長 大きさに難しいかな。難しいかも、表示可能面積についての考え方、ですからね。

梅内委員 考え方ですね。

村尾議長 マニュアルかな。

佐藤委員 マニュアルですかね。

村尾議長 実際に例を出して、上書きみたいな例とか、参考みたいな例とか、天面のみに印刷する例を出して、この場合にはこういう面積っていうのはここですよっていうのを、図解で示してあげるのが一番親切ですかね。施行規則、書くときややこしいですね、文章で。

梅内委員 うん。

廣部委員 食品表示基準だと、Q&A に回ってますね。

村尾議長 ああ、そうか、そうか。そうですね、Q&A でもいいですね。

廣部委員 キャンディーとか、

村尾議長 あ、そうか、そうか。

廣部委員 はい、あ、そうです、そうです。

村尾議長 Q&A か。

廣部委員 しわが寄る部分は考えなくていい、みたいな。

村尾議長 なるほど、そうか、Q&A ね。

梅内委員 正しい記載って感じですね (笑)。

(間)

村尾議長 はい。

佐藤委員 次の裏面のほうですね。お願いします。

(間)

佐藤委員 この部分ですけども、3 番目の手造りってあるのを強調してる表示の部分です。で、ここは問

題提起として、(1) 番のほうはいいんですけども、(2) 番の、凝固剤の範囲の中に定義してるというところもありますので、ここの凝固剤の部分の項目は必要ではないんじゃないかというような意見提起です。

(間)

村尾議長 過去はどんな議論でしたっけ、ここのところは。

梅内委員 過去。

村尾議長 棚橋さんとか青山さん(笑)とか、随分意見を。

佐藤委員 今日、ご欠席ですね、

村尾議長 一応、この辺はこだわったところじゃないかなと記憶してるんですけど。

村上委員 (笑)

村尾議長 だから、何かこれ、例えば乳化にがりを使ったものは手造りじゃないとか何とか、そんな議論があったような記憶はありますね。

梅内委員 ありましたね。

川田委員 そうですね、結構、使ってる所、ないし、で、にがりオンリーで作ってる所もちょこちょこあるので、もしかしたら、いろいろと反発が起こる可能性も考えられる。

佐藤委員 この前、分科会のときは青山さん、いらっしゃいましたよね。

村上委員 ええ。

佐藤委員 そのときは、どうでしたかね。

梅内委員 これに関して言ってなかった、言ってたっけ？

村上委員 ここでの議論は、あくまでも手作りを強調するという議論なので、いわゆる手寄せというか、そういうところがポイントなので、凝固剤はポイントでないんでないかという、そういう話じゃなかったですか。

佐藤委員 あ、そうですね。

村尾議長 それ、分科会の話ですか。

村上委員 ええ。

佐藤委員 手作りである旨を強調する表示っていうことですよ。

梅内委員 青山さん、何で言わなかったんですか。

村尾議長 忘れてたんじゃないですか、分科会の時。

村上委員 (笑)

梅内委員 あんだけ、わーわ一言っというて。

村尾議長 いや、結構この辺、何か委員会ではもめた記憶があるんですけどね。いくら何でも、その寄せやすい、その乳化にがりとか使って手造りっていうのは、

佐藤委員 言えないんじゃないかと。

村尾議長 おてんとう様が許されねえだろ、そんな(笑)。

村上委員 でも乳化にがりには専用の機械が必要になるんでないんですか。

佐藤委員 それはそうですね。

村上委員 そうすると、手寄せという表示、

村尾議長 小型のがあります、小型があるんです。

村上委員 ええ。でも手でこう、ということではないですよ、どちらにしても。

佐藤委員 手じゃ無理ですね。

村上委員 手で乳化にがりをうまく混ぜれる、それはそれで技術かもしれませんけど。

梅内委員 いたりして。

村尾議長 専用のが、要りますもんね。攪拌でっていうか、ずっとこう一定の。

村上委員 これって、乳化にがり使っても、手寄せだけでやれば、手作りでもいいんじゃないですか（笑）、  
どうなんですか。

梅内委員 乳化にがりを手で。

村尾議長 （笑）、逆に難しかったり。

川田委員 ほかのにがりと澄まし粉を混ぜるっていう人は、たまーに、うちもそうですけど、いますけど。  
乳化にがりを自分で一から全部って（笑）、多分にがりを作ってることも、もうそれしか使って  
ないですから、それがもう消泡剤でまとまっていますからね、結局。

村上委員 そうですね、ええ。普通は、

村尾議長 第一、わざわざ高いものを使わないですよ。

川田委員 そうですよ。

村上委員 そうですよ。で、普通は、

川田委員 あるとしても、澄まし粉と海洋性にがり、

梅内委員 うん、混ぜる、

川田委員 混ぜるぐらい。

村上委員 ですので、別にここは凝固剤が何であろうかという、何の種類であろうか、もう関係ないんでな  
いかということなんですね。

川田委員 そういう意見としては、確か。

村尾議長 将来的にはどうですか。将来、手造りがものすごく簡単にできる凝固剤が出てきたら（笑）。

梅内委員 できてしまったらって。

村上委員 （笑）

川田委員 どうですかね、でも先輩、

村尾議長 職人芸を使わなくても、

川田委員 先輩方は、うちは結局、先輩の人とかも、乳化にがりのあれで、もう全然作りやすいとは、あれ  
以上作りやすいのはないよという話が出てますけどね。

村尾議長 例えば技術の進歩で、

川田委員 そうですね、もうもっと、

村尾議長 理想的な、豆乳の上にたらすときれいに広がって、絹ごし豆腐が、すっと寄るような凝固剤がで  
きることは考えられますよね、これからの技術革新で。

川田委員 そうですね。今でも乳化にがりは、すごいついていう人もいますからね。もっとすごい出てくる

感じもしますけどね。

梅内委員 出てきてるもんね。

村尾議長 ただでもそれは機械を使ってなくて、型箱の中に自分でたらしてんだからいいじゃないかっていう話になったら、それは手寄せかっていう（笑）。

川田委員 でも絹ごしだったらどうでしょう、流し込みか包丁寄せか、なんで、何とも言えないですよ、絹ごして、限定してしまうと。結局、絹ごしも、手造りっていったら、うちもそうですけど、型箱に流し込みでそのまま、流し込んで攪拌で、そのままびたっととまるみたいな感じなんで。

村上委員 それも手造りでよろしいんじゃないかと思えますけどね。

村尾議長 でもやっぱり攪拌するところが、

川田委員 そうですね、包丁寄せもあるところもありますから。

村尾議長 そこの度合いっていうのが、やっぱり皆さん、結構、非常にこだわるところなので。

川田委員 そうですね。

（間）

梅内委員 参ったな。

川田委員 そうすると、もしか絹ごしじゃなくても、木綿豆腐ないし寄せ豆腐で、もしかしたらちょっと困る部分が出てくるのかなっていうのが僕の予想ですけど（笑）。

梅内委員 どうしよう、これ。

村上委員 ん？いや、これはあくまでも括弧に何も記載する必要ないんじゃないかということだと思えますね。

梅内委員 書いとくかっつたら、そういうふうに書いといたほうがいい？難しいな。

村上委員 どういう意味？必要ないとは思いますが。

梅内委員 手作り調整豆腐って、難しい（笑）。

佐藤委員 いや（笑）、そうですね。手造り調整豆腐。

村尾議長 いや、あり得る、あり得る。それは全然あり得る感じですよ。

梅内委員 あり得ますね。どうしようかな。

村上委員 挙手でいきますか。（笑）。

佐藤委員 挙手で決めますか。

村尾議長 加工豆腐だって手作りは、

梅内委員 手作り加工豆腐。

村尾議長 焼き豆腐、焼き豆腐は加工豆腐だね。

梅内委員 ああ、もう手造りですよ。

佐藤委員 手造り加工豆腐。

村尾議長 手造り、そうですね。

村上委員 手造り加工豆腐。

梅内委員 手造り加工豆腐。さっきの、将来のことを考えてってことだと、うーん。

佐藤委員 青山先生の意見を聞きたかったですね。

梅内委員 そう、青山さんの意見で決めますか。

村上委員 そうですね笑)。

川田委員 これはあれですね、こういう商品名とかに、

梅内委員 手造りって、

村尾議長 手造りって書く場合に、

佐藤委員 そういう場合ですね。

川田委員 これはもしかしたら、東と西とで、意見が違ってきそうな感じがしてるんですよね、関西地区と関東地区で。

村尾議長 ただ多分、議論としてこれ、(3) も入ってるじゃないですか。だからまず手で寄せるという、その手技、製法があるっていうことと、それだけじゃあやっぱり手造りって言っちゃだめなんじゃないの？っていうので、2番と3番が議論の中で入ってきてるんですね。

梅内委員 入ってきてる。

村尾議長 で、やっぱり冷却豆乳にもそれは、手造りじゃだめでしょうという話になって。過去のその議論というのをやっぱ丁寧にちょっと(笑)、検証しとかないといけないのかなという気はしますけどね。

梅内委員 ちょっと僕、最初の委員会で、

佐藤委員 ちょっと過去の議事録見てね。

村尾議長 議事録で、手造りのところで一生懸命議論してると思うので、そこをしっかりと、

村上委員 この辺あんまり関係ない、全然違う(笑)。これはでも、はなから手造りじゃないんだけど(笑)。

村尾議長 逆に川田さんが、意見をきっちり代弁していただいて。

梅内委員 さっきから、もう勉強です。

川田委員 これ(3)、多分、冷却豆乳で充填作ってるところなんか言いそうな気がするんですよ。

村尾議長 充填はそうですね。

村上委員 充填は、

村尾議長 充填はそうです。

川田委員 それ多分、テレビで放映してるもんだから、もしかしてまねしてる場所も出てきそう、

村尾議長 でも彼、手造りって書いてないですからね。

川田委員 書いてないんですか。

村尾議長 だって、

川田委員 そっか、書いてないですね。

村尾議長 うん、書いてないです。

川田委員 そうだ、そうだ、あれは。もしもの意見があったとき、

村上委員 だって石臼の話までいったもんな、手造りは。

佐藤委員 過去の議論内容も、もう一度精査してっていうところで、はい。

佐藤委員 続いて原料大豆の部分。これは前回の議論の中でおおむねというかたちでいいんじゃないかというようなどこでしたので、そのままというかたちにはしています。あと、下の表示の文面について、

ちょっとかわりにくいという文がありましたので、ちょっと文章的なところかなと思います。この部分の文面は整理できてなかったの、そこら辺は直したほうがいいんじゃないかというところでは。

村尾議長 もう議論しましたよね。議論はあんまり煮詰まらなかったのかな。

佐藤委員 この辺もいろいろ質問事項が多くなる部分かもしれないので、こうした根拠っていうところも、もう一度おさらいしとく必要があるかなといったところでしょうか。

(間)

佐藤委員 続きまして5ページ目のこれは不当表示の禁止というところですね。これも商品名というところで、これ自体が不当表示じゃないっていうところで、

村尾議長 おっしゃるとおりです(笑)。

佐藤委員 で、削ってるっていうところですね。(2)番は特定の原材料という、右側の施工規則のところの、のが入ってないとおかしくするという特定の原材料というかたち修正になります。

村尾議長 そうですね。特定原材料だと別の意味になっちゃうよね。

佐藤委員 そうです。

(間)

佐藤委員 あとここで大きなところ、そうですね。これと(6)番の、先ほど議論あったところですね。天然、自然、ナチュラル、唯一性、5番か。唯一性を意味するところで、それを登録済みの部分はOKというところもありましたけど、これはここには規制しない方向ということで、先ほどの議論の中のとおりです。あとは9番の大豆の100%表示に関するところ、これは後ほどの議論というところですね。あと12番のところについても薬事法というところの名称が変わっているというようなご指摘もありましたので、これも今の法律にのっとったものにするというところでは。

梅内委員 今、何が変わってるんですか、薬事法って。

佐藤委員 いや、名称が、僕も、

井出委員 何かよくわからないような、

佐藤委員 よくわからない。

井出委員 すいません、今、正確には覚えてないですね。

(間)

佐藤委員 次のページよろしいですか。何か5ページ目で気になる点がございましたら、お願いします。

村上委員 よろしいでしょうか。

佐藤委員 はい。

村上委員 そうしましたら通し番号は、(2)が(1)になるっていう理解でいいんですかね。この公正規約のところの(1)の商品名の項目が削除されて、

村尾議長 これは、

村上委員 どうなるんですか。

村尾議長 横の第26条の上にあるような書き方になるんじゃないかな。紛らわしい商品名の表示ということになるのかな。



村上委員 じゃあ(1)は残すという理解ですか。

村尾議長 だから商品名だけ書きちゃうと、商品名書くことがだめになってしまうので、優良誤認を与える、

村上委員 紛らわしいっていう感じですか。

村尾議長 紛らわしい商品名の表示という、ちょっと文言を考えないといけないですけど、まあ、紛らわしい商品名の表示でいいのかな。

佐藤委員 紛らわしい商品名。それをそのまま使うのであれば。

村尾議長 そうですね。その種類を統一しておけば。

村上委員 そうすれば、

梅内委員 例えば何だろう。紛らわしい商品とは。

村尾議長 ほかの食品の規約がどうなってるか、もう一回しっかり確認してみて、

村上委員 はい、チェック。

村尾議長 やっぱり商品名自体が一番メッセージ性のある部分だと思うので、そこに対してどういう商品名の書き方は不当に当るのかということについては、一番大事な部分だと思うんですよ。だからそれを丸々削除するっていうのはないのかなと。

村上委員 そうすると表示のほうもそれ残して、

梅内委員 つけなきゃいけない。

村上委員 つけなきゃいけないっていうことですね。

佐藤委員 そういうふうに表示の部分のところですね。

村上委員 うん。

(間)

井出委員 よろしいですか。

佐藤委員 はい。

井出委員 この商品名のところっていうのは、一番大事な部分だと思うんですけども、恐らく、これは私だけの理解かもしれませんが、例えば、豆腐、加工豆腐、調製豆腐、もし分類した場合には、調製豆腐を豆腐と間違えられると思うんですね。そういった部分が該当するんじゃないかなっていう気がしまして、

村尾議長 いえいえ、そうだと思います。

井出委員 例えば、そうですね。

村尾議長 はい。

井出委員 それであれば、例えばそういうものは、その下のほうの例えば類似、わかりませんが、要は、一くりにできるような気がするので、商品名だけことさら抜き出して間違いやすいっていうのは、もし書くとなれば、今言ったようなことを明確に書く、名称を誤認を受けるとことですか。

村上委員 ということは(3)のほうで、そういう例を出せばいいということですね。

村尾議長 そうですね。施工規則の28条の2とかで、本生とうふなどを規定に定めるようにしないと。ダブルりますもんね。

村上委員 そうですね。

佐藤委員 はい、ありがとうございます。

村上委員 本生とうふ。

(間)

佐藤委員 では最後のページになります。今、表示案を検討することを記載してるという、です。

(間)

村尾議長 最近はある程度落ち着いて完成させる時間がなくて、申し訳ないですけども、1回ちょっと頭を整理して、ここからどっかにこもってやりたいな。

佐藤委員 そうですね(笑)。

村尾議長 A社さんの韓国のロハスのところに、こもってやって(笑)。

佐藤委員 携帯電話も禁止。

村尾議長 ね、あそこだと携帯電話も禁止だからいいかもね(笑)。一旦、休憩挟みますか。

佐藤委員 そうですね。約10分、50分前後に再開します。お願いします。

(休憩)

佐藤委員 再開をさせていただきます。資料4-2、2番になります。こちらのほうは青で記載してところが修正、追加になります。これ先ほど出てましたけども、名称とかたちで統一をしているということで、種類別名称という文言でなくて名称とかたちにさせていただいてます。あと栄養成分表示のところですね。100グラム当たりという部分が右のほうに書いてますけども、これ300グラムの内容量のところですので300グラム当たりというのもOKということで、それを追加しています。あとは原材料名のところですね。原材料名は一括して表示することが困難な場合には、その表示箇所を表示すればほかの箇所に表示することができるというところですが、これは法律には準拠しなければいけませんので、法律上必ず規定されているものはほかの箇所に表示できない部分があるんで、そこはただし書き等が必要かなというところなんです。あとは成分を調整するような加工処理をした大豆ってありますけども、ここに脱脂大豆等とかたちで入れたいほうがいいんじゃないかということで、括弧書きで入れるようにしています。あと次のページで、こちらのB班の議論の中とかかわる部分なので、これはまた分科会のところで修正を詰めたいというふうに思っておりますけども、凝固剤、粗製海水塩化マグネシウムを凝固剤に使用している場合うんぬんという部分ですね。この部分は必要ないんじゃないかということで、削除でいいんじゃないかというところなんです。あと凝固剤製剤を使用してる場合ですけど、これは重量比でおおむね5%以上、かつ第3位というのがこれまでのところではありましたが、この中でおおむね5%というところは省いて重量比で第3位までを\*\*\*のほうに表示するというのが、今現在のB班での議論の意見になっています。消泡剤に対しては、これも同じように%ではなくて重量比で第3位ではなくて2位までの物質名を表示するというのが今の意見というふうになっております。これに関して何か補足等ございますか。これは、よろしいですか。

村上委員 いい。

佐藤委員 いいですか。はい。あと内容量の部分ですけども、これも先ほどのざる豆腐の例もあります。でするので、グラム当たりキログラムの単位で表記する。ただし離水により重量が変化する商品については、内容量1丁との表記ができる。例、ざる豆腐というかたちでさせていただきました。6番目です。消費期限または賞味期限のところ、これ文頭に、定められた法によって保存した場合にという頭書きを入れるということなんです。あと7番目の保存方法ですけども、ここも先ほど説明をいたしましたけども、これこれこれの保存する等を表示することがというようなかたちで訂正させていただきました。次ページになります。ここも先ほどの議論があったところになりますので、冷凍保存の部分ですね。今後定義に入ってる部分がありますので、これ削除としてますけど、今延ばすというかたちにしております。あと製造者の部分ですね。今後わかりやすくという文がありましたので、わかりやすい文面を考えていくということなんです。あと10番目の容器包装の識別表示についてはこの種類、これは材質のほうがいいんじゃないかということになります。材質というかたちで訂正するというふうに考えております。4-2に関しては以上になります。

村尾議長 凝固剤に関しては第3位の？開封後の保存方法は欄外ということでもいいんですか。

佐藤委員 そうですね。

村尾議長 結構、欄外に書いてありますよね。

佐藤委員 そうですね。

村尾議長 製造者責任の及ばない範囲ですよ。

(間)

村尾議長 欄外記載でいいんじゃないですか。

佐藤委員 でいいんじゃないかという意見が大勢だったと思いますので。

村上委員 注意表示全般ですね。

佐藤委員 注意表示ですね。

村尾議長 これ製造者の記載に関するところっていうのは食品表示法で今回書き方が変わったので、新食品部分。それに対応して規約も変えてるところが結構あるんじゃないかなと思うんですね。

佐藤委員 ああ、この例ですね。

村尾議長 そうですね。だからそういう事例をちょっといただければ、わかりやすい書き方をしてるんじゃないかなとは思うんですけどね。

(間)

佐藤委員 じゃあD班は以上になりますか。

(間)

村尾議長 ありがとうございます。いずれにしても、あれですね。これの表示、表示基準と合わせて規約もそれでもう少し整理をしないといけないので、ちょっとその時間を、その作業をしないといけないですね。1回全部整理しきったところで、もう一回皆さんで確認をするということですね。ありがとうございます。それでは続いてE班の公正取引委員会の設置に関してということなんですけども、項目で6番までのところは公正取引協議会というのはどのぐらいの規模であったりとか、どういうものを還元したらいいのかというふうなところで、これについては前回読み上げ

ましたのでちょっと割愛をさせていただいて、7番のところの協議会設置に向けて今後の進め方というところと、それから、そのあとのこの委員会を発展解消して準備協議会を設置するというところについてというところで皆さんのご意見をいよいよお伺いしたいと思います。というのは、軽々にやってしまうとその準備協議会に結局委員会と全然変わらないメンバーしか集まらないということになってしまうと、これは準備協議会に発展解消する意味もないので、どういうふうにすれば準備協議会に移行できるのかというところをだいぶ用意周到に進めていかなければいけないと思うので、ちょっとじゃあ準備協議会、発展解消するためには何をすればいいのかというところをしっかりと皆さんで議論をしたいなというふうに今日は思ってます。当然目的はこの準備協議会に入ってくる会員企業を増やしていくと。そのことによって議論をもっと業界全体で活発にするということが目的になってきますので、そのために何をするか。で、実際にそういうことができるのか。例えばここに書いてあります流通への周知徹底を行うということなんですけど、果たして今の段階で流通に周知徹底することがいいのかどうかということも出てきますし、中身がそんなに煮詰まってない中で、まだ議論の余地がある中で流通に周知徹底をすることが適当かどうかということもあります。それから、その2番目に生団連ですとか、流通業界であったり、消費者団体に周知を図るというのもおなじことで、これをどの段階とするのが一番タイミングがいいかという問題があります。それから、その次の規約の早期認定を図るために規約、どういったアピールをするかというところが、具体的に何をやればいいのかというのを書いてないので、ちょっとこういうところもアイデア出しが必要かなということですね。それから、今後の流れということなんですけど、どれぐらいの期間をおいて、準備協議会をするのかと、そのときの募集方法をどうするのかとか、それ以前に、いわゆる根回しというのをして、皆さんにやっばり出てもらうようにしなといけないと。で、この委員のメンバーの方っていうのは、経営者の方も中にはいますけど、いわゆるサラリーマンの方も多いわけで、そうなってくるとやっばり、新しい準備協議会には経営者の方がまず皆さん、参加をしっかりとさせていただいて、まあ経営者の方はそんな議論をするということはないとは思いますが。まず、その経営者の指示のもとでしかるべき担当者の方がしっかりと議論をするという枠組みを作らないといけないので、そこにほとんどすべての経営者の方に賛同をいただくというためにはどうするかという、そこが必要になってくるんですね。だから、そのために何をやるべきかといけないうところをもう少し、ちょっと皆さんからいろんな意見をいただきたいなというところなんですけどね。いきなり今の段階で、4月にじゃあ、この委員会、一旦やめますよと。それで、準備協議会作るからっていうアナウンスをただやっただけでは集まらないので、どういうふうにしたら、皆さん、議論に参加してくれるのか。幸いなことに1月の日本豆腐協会さんの賀詞交換会ときには、懇親会の席で三好副会長のほうから、しっかりと議論をするようにいけないうような意志の表明もあって、そういうありがたい意思表示もさせていただいてるんですけど、じゃあ、具体的にどういうふうやっていこうか、業界団体の皆さんのご協力というか、役割分担というか、そういうものを見せていただいて。オブザーバーの方も含めて、その辺どういうふうに進めましょうかねというご相談なんですけど、私のほうからの。何か自由にご意見を出していただきたいんですけどどうでしょ

うか。

(問)

村尾議長 準備協議会を設置する件についての案のところの例えば、3番のところ会費って設定してるんですね。で、会費を設定すると皆さん、会費払うの嫌だから出てくれないんじゃないかっていう見方もあるんですけど、一方で皆さんで会費を支払って、例えば、遠隔地域から来られる方については交通費の補助を多少させてもらおうと、そういうこともできるようになるかもしれないんで、そうすると出やすくなるもおっしゃったりとかですね。今は皆さん、手弁当ですから交通費も自己負担で来ていただいているわけなんですけど、やっぱりこういうのを負担を減らすためには皆さんで、多少会費を出しながらやったほうがいいんじゃないかということで会費も設定したりするんですけど。

(問)

村尾議長 それと当然、準備協議会にどれだけのメンバー、どれだけのシェアの人々が参加してるかというところに基づいて消費者庁は認定を出すかどうかという判断になってくると思うので、具体的にどのあたりを声かけをするのかっていうね。いわゆる大手メーカーだったら、どことどこっていう声をかけて、そこの経営トップに出てきてもらおうと。それから、有力な組合さんですよ。東京ですとか、大阪ですとか、あと京都かな、あと愛知あたりの組合さんは、業界団体の加盟している、加盟していないにかかわらず、一定の組合員さんの数があるので、そういったところにしっかり理事長さんにご賛同いただいて出てもらうのかっていう、じゃあ、出てもらうためには何をすればいいのか、誰がお話に行くのかとか、そういうところを具体的に決めていかないと、なかなかその準備協議会に移行するっていっても、花火を打ち上げるだけになっちゃうので、実質的に移行するためにどうしたらいいかってところなんですよ。何か皆さんいいアイデアないでしょうか、その辺は。

(問)

橋本 OB いいですか、ちょっと。

村尾議長 はい、どうぞ。

橋本 OB 全豆連の橋本です。よろしくお願ひします。前回、廣部さんの提案書がすばらしいあれで、今、このまんま、これだけ作っちゃったものを押しつけるということでは大手3社どうなんかなというのはいあって、逆に、今、現状こういうとこまで進んでるけども、あなたたち、皆さんのご意見ってどういうことですかみたいところで、委員の皆様で大手3社に行って、いろんな話をしてもらうのが一番かなと。こういうものできたのに、入ってくださいという中では、なかなか難しいんではないかなと。それと最初に誤解を生じている部分もいろいろあって、こういう前向きに進んでいるのでなくて、彼らの中では敵味方みたいところがちょっと、よーいどんであったところがあったので、その面も含めて前回の廣部さんの提案書を見ると、お豆腐屋さんがみんな参加したくなるようなあれではないと、消費者にも伝わらないっていう意見があったんだけど、その辺は、業界団体がみんながOKしないと、いい公正競争規約はできないっていうのもあるだろうし、今後、やっぱりマジョリティ取っていくためには、大手が出てくるとみんなそれに付随して

出てくる可能性もあるし、意見に参加していただくというのが一番大事なんで、そのあれを逆に言うと、委員の皆様は営業に行っていたかと、ここまで今いろいろやっていますけれども、皆さんのご意見はどうなんでしょうねと、必ず作り上げることは作り上げていきたいので、皆さんの意見を聞きながら、また前に進みたいということで進めていかないと最初は反感買っているところがあるので、なかなか難しいかなと思っておるんですがどうでしょうか。

村尾議長 どうですか、委員の皆さん、何人かで行きますか。

一同 (笑)

相原 OB 来るなって言われそうですね。

(間)

村尾議長 でも私は実際、

橋本 OB 行っていますよね。

村尾議長 大手のT社さんにも役員さんにもお会いしたし、S社の社長さんにもお会いして、一通りの説明はさせていただいて、ご意見いただいた部分もあるし、いただけなかった部分もあるんですけどね。

橋本 OB 説明に行って、彼らの意見は聞けてないんで、彼ら自体も理解しましょうみたいなあれのまま、そこが、意見をいただけるようになると随分違うかなと思ってるんですけど。

村尾議長 そうですね、まずは議論に参加していただくということなので。

橋本 OB そうですね。何が反対で、何が賛成かもわからないし、実際、公正競争規約を作ろうという皆さんは目的かもしれないですけども、豆腐議連の先生方は公正競争規約は手段であって、目的は世界に日本の豆腐を売りたいというのが目的の林先生方の考え方は。この間、冗談を言っていましたけども、輸出は何百兆とか何千兆とか、何万兆売ってんですねっていう、フランスはワインを1兆円売っていますっていう、そこまで言いたいんですねってところもあるんで。だから、そこはもう、それこそ公正競争規約は手段で、目的はそっちだという考え方と。われわれは豆腐のおいしいものをそれなりの値段で、認知されて高い値段で売って、まあ高い値段で売ればいいってものではないけど、適正価格で売りたいし、肉との戦いにも、そういうほかのたんぱく質の戦いにも勝ちたいというのが手段だから。村尾さんと皆さんでそろっていろいろ行っていたかのが一番、いいあれの営業になるかなと思ってるんですけども。

(間)

村尾議長 今、100億円ぐらいの規模に近いところで言うと、ここにいる3社とあとやまみさん。タカノさん、相模屋さん、この3社でしょうね。だから、この6社が100億円クラス。50億円クラスまでいくと、いしかわさんとか、あと、むつみさんとか、数は増えてると思いますけどね。

(間)

村尾議長 そういふところに出向くというのも一つの手ですよ。委員の精神的負担はものすごくあるんですけど。

一同 (笑)

村尾議長 それは強調して申し上げときたいと。かたや経営トップですからね。われわれはサラリーマンで

すから。逃げるわけじゃないけどね（笑）。

橋本 OB でも3社で行ってもらって、3社に何うっていうのが一番。

一同 （笑）

（間）

村尾議長 できれば、業界団体のトップの方にご同行いただけると（笑）、非常に心強いかなっていうのはあるんですけどね。齊藤会長、高橋会長にご同行いただければ。

橋本 OB 齊藤会長、誤解しますよ（笑）。一緒に行くのは全然いいんじゃないですか、3社一緒と、齊藤さんと、棚橋さんが一緒に行く手もあるか。ただ、会ってくれるかどうかの問題だな。

村尾議長 それはありますね、それはあります。ただ、やっぱり申し入れをした事実をしっかりと残しておくということは大事かなと思いますけどね。

橋本 OB 議連の名前使ってもいいし。

村尾議長 最初からそれはちょっといやらしい。

一同 （笑）

村尾議長 実際にこういう準備協議会を作りますよっていうときには、議連の先生に一言ご挨拶いただくとか、そういうのは効果はあるかもしれないですけど。1対1で行くときにはやっぱりね。

（間）

村尾議長 その辺の具体的なスケジュールとか、誰と行くのかとか、誰行くのかっていうのは、もう一回、そのE班の中で細かく組み立ててもいいかもわからないですけどね。E班の中には棚橋会長もいらっしゃるし、全豆連さんもいらっしゃるの、そこを細かく組み立ててやるということが一つ。あともう一つは組合さんなんです。で、やっぱり東京都組合さんだとか、愛知県だとか、神奈川もそこそこいますかね。あと、全豆連には加盟してないですけど、大阪だとか、愛知の比較的組合員さんが多いところ、やっぱりここには参加していただかないと数という面でもね。そっちのほうどうするかですよ。相原さん、何かアイデアないですか。

相原 OB 組合ですか。

村尾議長 そうですね。関心は皆さんお持ちではあるので、ただ、俎上に上がるのはやっぱり組合に加入した場合の会議がどうなのかと話にはなってくる、

相原 OB いやいや、組合では加入できません、協議会で。

村尾議長 だから個々、個人ということですね。

相原 OB 個々なんですけど。

村尾議長 組合員さんに情報提供してもらえることはできます。ここから先っていうのはちょっとまだ。温度差もあるんだと思うんですよ、組合員さんの中では。

相原 OB 例えば準備協議会の段階では組合で加盟していただくというのはありかもわかんないですけどね。

村尾議長 そこは音頭取ったり、やっぱり取ってもらわないといけないと思いますし、その辺は川田さん、東京の方も加入するしない出てくると思うんですよ。

川田委員 東京はどう思うでしょうね。ちょっと各地方の組合にはお話はとおしてあるんですけど、興味があるのがやはり基本的にこれからを担うような青年部のメンバーかなのかなと、今の上の組織は

厳しい感じですね。ひどいところは聞く耳持たないっていうの全然ありますからね。

一同 (笑)

相原 OB まあ、だから細かい説明をしてもなかなか、個人店でやってる人よりも細かいところなんてっていうのもあるので、当然規約は守っていただかなきゃいけない部分は出てくるんですけど、もう少しわかりやすくこういうステッカーを店に貼るようになりますよとか、わかりやすい部分から説明していくという説明の仕方もありますよね。

村尾議長 サミットに出てくるような若手の皆さんは、やっぱり意識をお持ちなんですね。割と前向きに捉えてはいるとは思んですけど、すべてがすべてそうではないんです。

川田委員 一応、これ、オフレコで青年部会、静岡、千葉、東京はやる気はあるというのだけは言っております、青年部会だけの話ですけど。

村尾議長 そうですね。静岡の組合なんかは割と理事長と事務局長が周知徹底に力を入れてくださってるので、

相原 OB そうですね。木村理事長さんが力入れていただいでて。

村尾議長 そういうかたちが取れば一番ありがたいですよ。

川田委員 で、何とか、そうっすね。大元で言うと、東京を含め、関東ブロックと呼ばれている地域は情報が回ってるはずで、やはり若手はこれから考えてやらなくちゃいけないという周知があるのか、やる気にはなってるとは伺ってますので。あとはほかの地域さんがどう動くか。神奈川が離れてるのがちょっと痛いんです。神奈川だけ一個ぽこっと間空いちゃって、そこだけちょっとなかなかうまく伝わらないのが。

村尾議長 まあ、でも、神奈川に関していえば、僕、鈴木理事長は個人的にはすごく仲がいいので、それで神奈川は独自に例えば豆腐の試食会をやられたりとか、そういう青年部と理事長の間がうまくいってるので、比較的そういうところはやりやすいのかなと。で、愛知とか大阪の雰囲気はあんまりよくわかりませんが。だから、前、失礼な話なんですけど、東京都の組合に随分、委員会が立ち上がった当初ぐらいに私行って、昔の組合のビルで説明会をさせていただいたんですけど、そのときには失礼な話、実際に話を聞いていただきたい方があまり来られてなくてですね(笑)。で、ご説明申し上げても何だか全く反応がなかったというところなんで、繰り返し行かないといけないのかなという気はしてるんですけどね。

橋本 OB いいですか。

村尾議長 はい。

橋本 OB 大手メーカーさんとのそういう説明や折衝についてはあれですが、今、組合の話が出たものから。多分こういう話をするとよく出てくるのは、組織に入ることと同じようなことなものですから、どんなメリットがあるんですかって必ずそういう話を聞くんですよ。多分それは理事長にしても、あるいは事務局を統括する方にとっても組合員さんに説明するとき、やっぱりそういう説明で説得力のある説明ができないとなかなか組合員さんも、ああ、そう、わかったっていうふうにならないものですから。ただ少なくとも、この今やってる公正競争規約と施行規則ぐらいは原案ということで。それともう一つは、やはりこれはこういう目的で作って、こういう



事業者にとってはメリットがあるんですよと。あんまりデメリットのことは書くことはないとは思いますが、そういう何かいわゆる簡単な1枚か2枚紙でそういうのをカラーで作って、そういうものを持って、組合の場合は、たくさん一応事業者いるもんですから、全員の前っていうよりもまず理事長とか、副理事長、それから事務局の統括者、そういう核になる方に日程を取っていただいて、そこへこちらから出向いて行って説明をするということで、それであと今度は、じゃあ、それはいいことだから、皆さんにお示ししようということになれば、5月頃大体あちこちで総会やるもんですから、そういう時期を見計らって、またさらに出かけていくとか、そうするのが一番現実的なんじゃないかなというふうに、私の経験からは思うんですけど、以上です。

村尾議長 ありがとうございます。

相原 OB 議長、ちょっとよろしいですか。

村尾議長 はい、どうぞ。

相原 OB すみません。次の議長報告にも出ておりますけども、原料原産地表示を当時ガイドラインに沿うものでありますよね。これも調整をしていくというようなことにはなろうかと思うんですが、平成27年から見て、新食品表示、それからインターネット販売における食品表示の検討ということはなされました。それから遺伝子組み換え表示の検討、今ちょうどやっているところですね。それから機能性表示の制度、ここも特定保健用食品の問題、栄養成分表示の活用のことだとかも、表示のことに関して、ここ数年でもうめじろ押しなわけです。事務局では、事業者の皆さんから本当に困惑の声が寄せられることも少なくないんですよ。で、この公正競争規約にパッケージングされているもの、公正競争規約を順守すれば豆腐の事業は心配なくやっていけるんだなっていうものはできあがっていくことになれば、そこに理解を示して参加してくれる人も増えてくるだろうかと。

(間)

村尾議長 まあ言ってみれば、今、表示のうえでは事業、豆腐製造事業者の方々は本当にいろんなリスクにさらされているからこそ、むしろチャンスに転じることもできるのかもしれない。

相原 OB まあおっしゃるとおり、公正競争規約というよりは、公正取引協議会というほうがしっかり立ち上がって、そこが表示のチェックだとか指導だとか、そういうことを商品発売前にちゃんとご相談窓口になりますよということの一つ、事業者さんにとってはメリットになる。さっきもお話出ましたが、保健所によって言うことが違うなんていうことで、困惑もするし、新しい法律への対応もなかなか難しいってことになれば、その窓口、相談窓口っていう機能が一つ豆腐業界にできるということでは、ご賛同いただける部分はあるんじゃないかなと思いますね。

(間)

相原 OB 特にT社さんなんか、原料原産地表示をいたく気にされてるということも耳にもしましたし、ガイドラインは納豆にも関連してることでもありますし、このあとに一応報告にある問題についても、早々に方向性を、気持ちのことを今、豆腐の業界でやるセクションをしてたら、正直申し上げて一個しかないんですよ。

(間)

相原 OB 今日も遺伝子組み換えの食品産業センターさんの主催の意見交換会に、大石相談役と橋本業務執行理事にも来ていただいて、業界からのご意見を申し上げていただけてきたりもしてますけども、やっぱりほかの業界でもこの一件に関しては、それこそ実行可能性の問題になるまでとても無理だと。だったら、遺伝子組み換えでない豆腐はもうしないというような意見まで出てるような状況ですので、豆腐業界なんか特に食品大豆を半分使ってるわけですから。

村尾議長 一番効果が高い論法でいくと、特に大手の場合は流通が採用してくれないことにはものが売れないわけですから、流通がコンプライアンスというものの一つとして、この公正競争規約というのを重視してくれるという状況が作れば、一番効果が高いんですけどね。牛乳なんかはもう乳等省令と公正競争規約っていうのが非常に密接に連動しているので、公正競争規約イコール法律ぐらゐの感覚なんで、多分公正マークつけてないところはないですよ。事実上公正マークをつけないと流通できないというのが牛乳業界だと思うんですけど、そこまで豆腐業界を持っていくという考え方で高められるかが、どうやって高めたらいいいんだろうかっていう(笑)、そこなんですけどね。

町田 OB あの一、

村尾議長 はい。町田さん、どうぞ。

町田 OB 今これ、業界内だけで非常に、一緒に、議論をして、業界内の一部の人はかなり把握はされてるところですが、例えば九州に行ったり、中国地方に行ったり、北海道に行ったりすると、豆腐の製造メーカーでもこの公正競争規約を議論してるってことすら知らない業者さんがたくさんいるってことを考えますと、やはり基本的には大手の対策をまずやる必要があるんじゃないのかなという気がしてるんですね。まず大手の新聞5社、それからテレビ局、それから週刊誌等々を呼んで一回プレスリリースして、こういった動きを豆腐の業界ではしてるんだよっていうことをまず一般の国民の方々、あるいは流通業界の関係の方々まで活動をしてるということをまず知っていただくということが重要ではないかなというふうに思います。だからまず一回どっかの時点でマスコミさんを呼んで、やはり発表をする必要があるんじゃないのかなというふうに思います。そうすることによって、生団連にしてもチェーンストア協会にしても、新日本スーパーマーケット協会の団体にしても興味を持っていただけるんじゃないかなというふうに思ってます。

(間)

村尾議長 さっき橋本オブザーバーからもありましたけど、わかりやすい1枚もの、こういうふうに変わっていく予定ですみたいな、こういう考え方でやってますみたいな1枚もののわかりやすいパンフレットか何かをお配りしながらマスコミにプレスリリースをして、当然その先の予定みたいなものですね。もある程度そろえて、お示しができると、だいぶ機運は高まってくる。

相原 OB まず委員の皆様、メーカー数社へのアプローチをするという、段階があると思うんですね。

村尾議長 今日、石川社長もいらっしゃいますけど、乾燥おから協会なんかは自主基準みたいなことで(笑)、一応総会のときにプレスリリースみたいなことをしたんですけど、

相原 OB 石川さん、愛知県の現状があるんでね。

石川 OB そうですね。愛知県は全豆連にアレルギーあるんで。

一同 (笑)

石川 OB 私、組合員ではありますけど、まずもって、愛知県の状況だけでいえば、知らない人が多すぎるというところ。興味を持ってないわけではないんですけど、正確な情報がまずないんですね。で、紙ベースでもちゃんとしたものが回っていかないということは、組合組織からも紙が一切出てないじゃないですか。正しい情報をまず伝えるという方法を皆さんで何か考えて、例えば郵送で送るなり、何なりということを考えることがまずもって大事かなと。多分企業の大小よりも各それぞれの会社の代表の方が認知することがまずもって大事で、商売やってる人っていうのは、基本的には自分の会社が残ること、商売がうまくいくことが第一義なんで、うまくいきますよというメリット強調をしっかりとすることだと私は思います。以上です。

相原 OB 一つ、全豆腐製造事業者に豆腐公正取引協議会で、DMを送るということも一策ではないかなと、今石川さんがおっしゃるようにね。わかってない方もいらっしゃるの。

石川 OB 正直言って皆さん多分わかってないですよ。

相原 OB でしょうね。委員会で。こういう取り組みが進められていますみたいなことをやりながらトップにリリースするのは、町田さんおっしゃるようにプレスも絡めていくと。いつか、去年でしたか、だいぶメディアも取り上げてくれた時期がありましたですけど、新聞なんかでも随分出ましたね、あのときね。

村尾議長 そうですね、発表会なんかもしましたからね。

(間)

村尾議長 どういうふうに周知するかなんですよね。パンフレットみたいなものを作るというのも一つの方法だし、プレスリリースも一つの方法だし、事業者の皆さんにも理解をさらに高めていただくということもやっぱり委員会としてはやっていかなければいけないことだろうと。

町田 OB 大手3社は外堀を埋めてからっていう手もありますよね。

村尾議長 だから、例えばこういうふうな進め方してますっていうのを、わかりやすいパンフレットができたなら、そのパンフレットを流通業界なんかに配布するっていうのは、そんなに罪なことではないんじゃないかなという気はしますよね。で、そういう事前段階から理解を浸透させていくというね。

梅内委員 全部やりますか、これ、一つずつ。

村尾議長 実際にものを作って見たほうがいいかもわかんないですね。具体的なパンフレットとかそういうの、一回たたき台作ってみて、あと公正マークとか店頭に表示する認定書みたいなものもちょっと決めちゃって、デザインを。それでこういうものがつきますよっていうと象徴的にわかりやすいかもわからないですね。デザイン案が出てるんですけど、ちょっと今ほったらかしになってるんで、それを決めちゃうっていう方法もありますよね。

橋本 OB 法律だってね、案の段階とか、そういう段階でパブリックコメント必ずやるじゃない。

村尾議長 そうですね。

橋本 OB それ、だから同じように、いろんなやはり、広く、認可、流通団体も含めて意見をやはり募ると

か。

村尾議長 最近の消費者庁の手法でいくと中間取りまとめが出るとそれがほぼ決まってるっていう、  
一同 (笑)

村尾議長 そこからパブリックコメントとかやるんですけど、ほとんど変わらないですからね。そういう手法もありかなってところですね。

橋本 OB うちはだから、単なる、世の中でいうパブコメじゃなくて、ちゃんと意見をまたね、  
村尾議長 そうですね。

橋本 OB 試案に反映させるって、できるだけ。そういう姿勢でもってね、対応すればいいと思う。

相原 OB 議長、4月のsoymexの出席だけ前もって取っといたほうがいい(笑)。

村尾議長 ああ、委員のですか。

相原 OB 委員の皆さん。

村尾議長 こないだちらっと聞いたら皆さん出れますっていうことだったんですけど、

相原 OB SOYMEXの(笑)。

村尾議長 せっかく公開でやりますので、

相原 OB 公開でやるので。

村尾議長 委員の皆さん出て、ちょっと、次回までに公開委員会の案は、どんなパンフレット出すかとかっていうのもちょっと頑張って、次回いつでしたっけ？3月の23か。結構タイトですね、もうあまり日がないから、わかりました。それでは、この議論はこままでとして、あと議長報告です。2月の6日に農林水産省のほうに、今日もお越しの橋本専務、それから相原さん、それから町田専務と一緒にきてきて、それで、食品製造課の佐藤課長補佐と松川さんと話をしてきました。内容は今、去年の9月1日に食品表示法の一部改正がなされて、原料原産地表示が義務化になっております。それに伴って、平成18年6月に出された、豆腐・納豆の原料大豆原産地表示ガイドライン、これといくつかの相違点が見られるために意見交換をしたという内容でございます。で、1枚めくっていただいて、じゃあどこがどう違うのかというところだけ抜き出しています。まず食品表示基準より緩いので、ガイドラインは効力を発揮しないということですね。これ、どういふところがあるかという、原料、原産地表示を、原材料に対応して表示しなくてもよい記載となっているということで、後ろのほうに表示例がついています。3ページですね。3ページのマル「2」番、これ納豆の例ですけども、名称納豆、原材料名、大豆(遺伝子組換えでない)それから納豆菌とあって、そのあとに原料、原産地名、アメリカというふうにだけ書かれているんですね、今のガイドライン。でも、これ、大豆のことなのか納豆菌のことなのかわからないんですね。アメリカの原産地っていうの。だからこの場合は、正しく書く場合には、原料大豆の原産地名、アメリカっていうふうに書かないといけないところですね。そういうふうに直さないといけない。それからまたは表示をする際、過去の実績、または今後の調達計画を表示しなくてもよい記載となっているということ。これはこのとおりでありまして、今まではアメリカまたはカナダとか、日本またはブラジルとかそういう書き方をガイドラインに基づいてやってたんですけども、今後食品表示法に従ってやるときには、過去の実績がどうだったのか、それから今後の調達

計画はどうだったのかというところを一括表示の欄外に必ず記載しなければいけないので、その点が変わってくるということですね。それからまたは表示をする際、過去実績、または今後の計画に関する根拠書類の保管が努力目標になっているというところで、これはガイドラインの中の留意事項というところがあるんですけども、そこに記載がないので、プラスしないといけないですね、ガイドラインに。あと、または表示をする際の表示の順番に関する記載がない。これもガイドラインのほうは国別重量順っていうのは何となく皆さん、そういう理解はしてるかもしれないんですけども、明確な記載がないですね。それでその前のところと同じように、過去実績という、に基づいて国別重量順表示というものをしないといけないですから、これはガイドラインではなく、法律のほうに従っていくということです。それからもう1ページめくっていただいて、上乘せしている部分。これはガイドラインのほうは厳しい規定ですよというところ。または表示ができる条件は北米のみ、南米のみって書いてあるんですけど、ちょっとこれ、よくわからない。ガイドラインそうなってるかな？これ農水省から出てきた資料なんですけど（笑）。じゃあ都道府県産の場合はどうなるんだとかそういうのがあるんで（？）、都道府県名でのまたはということなので、ちょっとこれよくわからない、あと、または表示をする場合、表示内容に関する応答義務を注釈に表示する旨を記載ということで、

（問）

村尾議長 相原さんこれ、どういうことでしたっけ、覚えてます？そうそう。ガイドラインのほうの厳しいのかな。ちょっと記憶にない、ごめんなさい。

（問）

村尾議長 これ、あのどういうことか再度確認します。それから原料原産地に関する強調表示は国産100%である場合のみ表示できる。国産（国産70%）という強調表示は認めない。また、その表示をする場合、国産が100%である旨を表示しなければいけない。例えば国産を50%使ってます、アメリカ産を50%使ってますってときに、一括表示には国産50%、アメリカ産50%記載するんですけども、その場合に、大きな、商品名の横に大きな表示で、国産大豆50%使用っていうのは、これ書けません。国産大豆100%のみの場合のみ書けるということで、これは守ってる方多いのではないかなと思います。それからガイドラインを遵守すれば農林水産省のガイドラインによる表示という表示が可能って、あんまりこれやってないですね。これは別に上乘せ部分ということ、それからその次が結構重要なんですけど、大きく表示を認めていないです、ガイドライン。輸入または国産という書き方は認めてない。で、これは、公正競争規約の中でも、やっぱりガイドラインのほうを踏襲しようかなというふうに、私個人は考えてるんですけど、今後議論の中でこれは決めていきたいと思います。豆腐の場合はガイドラインのQ&Aのところにもあるんですけども、出どころのわからない大豆を使っている事例っていうのはまずほとんどないので、国産または輸入というような大きく表示っていうのはあまり適切ではないのかなと。実態と照らし合わせてもあまり適切ではないというふうに考えてますので、大きく表示、認める必要がないんじゃないかなというふうに考えてますので、大きく表示、認める必要がない。これは、脱脂大豆とか、そういったあれですね、あらかじめ加工したような大豆の

原産地表示というのを認めていないというところがそうですね、ちょっとここも議論が必要などこですよ。公正競争規約の中ではそういった原材料を使う場合もあるので、これを使った場合にどういふような原料原産地表示をするのかというところは別途規定をして、ガイドラインに反映してもらおうか、規約より先にそういうものを作るかというところがあるんで、ここはちょっと議論のしどころかなというところですよ。

村尾議長 一応すいません、今のご質問ですけど、豆腐・納豆の原料原産地表示に関するガイドラインの中の、複数原産国の原材料に占めている重量の割合の多いものをうんぬんということのくだりの中で、ただし、この場合には、この表示の考え方、及び詳細について回答できる旨を注釈表示として記載しなければならないということがうたわれてあるんです。だからこれは、何ですか、義務、今の義務表示よりも上乗せをされてるというふうな評価をいただいているという。5ページの注で書いてある、注括弧っていうところですよ。原料大豆の原産国は当社における丸大豆の取り扱い実績を表示しています、詳細は云々。そうですね。これを必ず記載しなさいというのはガイドラインの方にある。それで、じゃあこういったそこの部分、これからどうするのかというところで、農水省からお話があったのは、まず新食品基準と比べて基準が緩い部分の修正を何らかのかたちで行うべきであるという認識は持っている。それから新食品基準に上乗せする部分については今後業界団体等のご意見も伺いながらガイドラインの内容を維持していくかどうか検討したいということで、これを公正競争規約に反映させるかどうかということも合わせて検討しますということ。現在のところ、ガイドラインの修正を行うための検討会を開催するかどうかは未定ということでまだ具体的にどういふ締め方をするかっていうのは農水省としては明確にしてないっていう感じでした。あと、私どものほうから要望というか考えを出したんですが、既に新基準が施行されてるので、移行措置期間である2020年3月末までにはガイドラインの修正、考えていただきたいということですよ。それから修正すべき点についてのみでもいいので、早急に検討会開催して修正作業を進めることはできませんかということをお願いしました。あとは事業者に対して、特に緩い部分の表示ができなくなる旨を明確にして事業者の誤表示を防ぐよう周知徹底していただきたい。事業者の中にはまだガイドライン守ってればいいんだというような考え方の方もいらっしゃるかもしれないので、ここはガイドラインだけではもう十分じゃないですよということをやっと周知徹底していただきたいということです。で、あと豆腐公正競争規約にも新表示基準と、改正ガイドラインの内容を反映していく旨、今後の情報連携をお願いしますというふうなお話をしてきました。あと、表示例のところ、3ページのところの④番。これは完全にだめですので、これはガイドラインから削除されるという。原料原産地名を三つぐらい書いて、アメリカ、カナダ、中国とか書いて、アメリカにマルをつけるという、こういうことをやってる人は多分いないと思うんですけど、これがガイドラインでは今のところ認められてるので、これはお互いに、これはだめだよっていう話になりました。あと、そう、5ページのところに、北米産、これはやっぱりだめですよ。これは3カ国以上なければこういうふうなくくり方をしてはいけません。同一地域のくくりをしてはいけませんということが、新しい基準には書かれていますので、北米には2カ国しかございませんので、アメリカまたはカナダとか、アメリカ、カナダというふうにご

きなさいということです。国の名前を出して書くということ、南米はできます。南米は②番のように、3カ国以上使っている場合ですね。ブラジルとアルゼンチン、ボリビア、ウルグアイだとかそういう3カ国以上使っている場合は南米産というくくりができますよということです。で、じゃあ中国とロシアはどうなんだという質問をしたんですけど、中国とロシアとウクライナだったらどうなんだっていう質問したんですけど、それに関しては答えは返ってこなかったです(笑)。同一地域なのかどうなのかという(笑)、特に中国産に関してはちょっとほかの食品も含めて微妙な消費者感情というのがあるので、そこはちょっと農水省の答えはなかったです。だからそういうことがあるからさっきの北米産と南米産のみ限定みたいなものがまたは表示で書いてあるのかもわかりませんが。はい。では、以上でございます。ちょっと時間ももうなくなってまいりましたので、何かほかに皆様からございますでしょうか。無いようですので、それでは終了します。

以上